

2010年2月9日

Zenken通信 (vol. 75)

▽ 今回のお届け情報

Title: 名古屋市「最低制限価格制度の対象工事を拡大」

Outline

添付資料P1

○名古屋市は最低制限価格制度の対象範囲について、従来の予定価格1億円未満の一般競争入札から、本年1月より、原則としてすべての一般競争入札に拡大した。

↓
WTO適用工事及び総合評価落札方式を除く

《愛知県建設業協会提供》

最低制限価格制度対象工事の拡大について

低価格入札への対応として行っている最低制限価格制度の対象となる工事を、従来の予定価格1億円未満の一般競争入札から、原則としてすべての一般競争入札（※）に拡大します。

現行と改正後の比較

金 額	現 行	改正後
26億3,000万円以上 (政府調達協定適用工事)	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度
1億円以上		最低制限価格制度
1億円未満	最低制限価格制度	

※政府調達協定適用工事（26億3,000万円以上の工事（平成21年12月現在））
及び総合評価落札方式による一般競争入札は、低入札価格調査制度によります。

実施時期

平成22年1月公告分から実施

（参考）最低制限価格の算定方法

以下の①と②のいずれか小さい値を最低制限価格とします。
ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

- ① 国の基準により算定した価格
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)
- ② 当該入札の平均入札価格の90%
※この場合、予定価格を超過した入札者と予定価格の70%に満たない入札者を除いて算定します。

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課
Tel (052) 972-2326